

東吉野村起業家支援施設チャレンジショップ「かめや KAMEYA」運営要綱

(目的)

第1条 村は、東吉野村起業家支援施設チャレンジショップ「かめや KAMEYA」(以下「本施設」という。)を設置し、個人、グループ又は法人による創業及び企業の新たな分野への進出等を支援し、地域活力の創造を図るとともに、地域経済の発展及び観光振興に寄与することを目的とする。

本要綱は、本施設において飲食物を提供し、本施設を村の新たな憩いの場として村内外の方に親しまれる施設にするべく、共に取り組む方を募集するために必要な事項を記す。

(本施設概要)

第2条 本施設の概要は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 東吉野村大字小川700番地
- (2) 名称 「かめや KAMEYA」
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 店舗面積 約34㎡(厨房+飲食スペース+テラス)
- (5) 開館時間 午前10時から午後5時
- (6) 定休日 火曜日・水曜日(休日の場合はその翌日とし、出店者との協議により変更を可とする。)
- (7) 施設管理者 東吉野村

2 本施設の主な設備は以下のとおりとする。

(1) 厨房

- ①空調換気設備(換気扇)
- ②給排水設備
- ③給湯設備
- ④ガスコンロ1台
- ⑤製氷機
- ⑥台下冷凍冷蔵庫

(2) 飲食スペース

- ①空調設備(エアコン)
- ②薪ストーブ
- ③机2台
- ④椅子13脚

(出店利用料等)

第3条 村は、本施設での出店の基本条件及び注意事項を、次のとおり定める。

- (1) 業種は、飲食業とする。(物販のみを行うスペースとして使用できない。)
- (2) 利用料は、1ヵ月(20日換算)あたり10,000円(光熱水費含む。)とする。

ただし、使用日数に応じて換算する。

(3) その他発生する費用負担については、村と協議の上決定する。

(出店者資格)

第4条 本施設を利用しようとするものは、以下の条件を全て満たすものでなければならない。

(1) 申込時点で20歳以上の方であること。

(2) 食品衛生法（昭和22年法律第77号）に基づく食品衛生責任者の資格を有している者。

(3) 税金の滞納がない者であること。

(4) 東吉野村暴力団排除条例（平成23年条例第13号）に該当する者でないこと。

(申込方法等)

第5条 村は、出店申込等の方法を下記のとおり定めるものとする。

(1) 出店希望者は、別に定める申込書に記入の上必要な書類を添えて、持参により提出すること。

(2) 申込書提出の際は、事前に連絡の上持参すること。

(3) 出店希望者は、必要に応じて本施設の現地確認をすることができる。

(4) 村は、提出された申込書について提出者に説明を求められることができる。

(5) 村は、本要綱第9条に該当し利用停止となった出店者等については、出店申込を受理しない。

(6) 出店期間終了後も引き続き出店を希望する場合でも、申込を行うものとする。

(7) 期中から出店する場合は、当該期末までの間を1期間（1期間とは、1ヵ月間とする。）と見なす。

(8) 出店期間の考え方及び出店申込のルールは、以下のとおりとする。

① 申込時の出店希望期間は、1期間から最長3期間までとする。

② 募集は、原則として3期間ごとにまとめて行う。ただし、出店申込の状況によっては、期間中も随時募集を行う。

③ 申込時には、期間中出店を希望する日を明記して申し込むものとする。

④ 通算の出店期間数には上限を設けないので、過去に本施設に出店した経験のある方も、再度出店申込ができる。

(出店者の決定)

第6条 村は、本施設の出店申込があった場合は、下記により出店者の決定をすることとする。

(1) 同日に複数の出店希望者がいる場合は、抽選により出店者を決定する。

(2) 抽選等の結果出店に至らなかった場合でも、次期以降の申込にて優先的に扱うことはしない。

(3) 出店の可否及び抽選対象となった方について、別に定める通知書により通知する。

(4) 出店に関する広報活動は、必ず出店決定以後に行うこととする。

(実績報告)

第7条 村は、出店者に対して下記のとおり実績報告の提出を求めることができる。

(1) 出店者は、村が別に定める様式により、毎月の収支、来客数などについて村に報告すること。

(2) 出店者は、村から求めがあった場合は、速やかに必要な報告、資料の提出等を行うこと。

(利用料の支払い)

第8条 村は、出店利用料の支払いについて下記のとおり定めるものとする。

(1) 出店者は、利用期間の開始までに、利用予定期間分の利用料を支払うものとする。

(2) 利用料は、現金で支払うものとする。

(3) 支払い以後は、原則として利用料の返金はしない。

(出店者の都合により出店予定日に休業した場合、又は期間中に出店を取りやめた場合も、返金はしない。)ただし、村の都合により出店できなかつた場合はこの限りではない。

(指導及び利用の停止)

第9条 村は、出店者が次に該当する場合は、出店者に対し必要な指導を行うものとする。

(1) 出店者が申込書に記載した内容と異なる事業をしたとき。

(2) 出店者が所定の方法により利用料を支払わないとき。

(3) 出店者が本施設の設備、備品等を損傷する恐れがあるとき。

(4) その他村が必要と判断したとき。

(5) 村は、次に掲げる場合に該当する場合、出店者の本施設の利用の一部又は全部を停止することができる。

① 出店者が、同項の指導に従わないとき。

② 本施設の管理・運営上やむを得ない事由が生じたとき。

③ その他村が停止すべきと判断したとき。

(損害賠償)

第10条 故意又は過失により本施設を損傷し、若しくは滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。

2 村は、天災、火災及び事故等による物品等の損傷若しくは滅失については、村長が管理上の瑕疵であると認める場合を除くほか、その損害賠償の責を負わない。

(禁止行為)

第11条 本施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本施設その他の工作物を汚染し又は損傷すること。

(2) みだりに騒音を発すること。

(3) 公の秩序又は善良の風俗をみだす行為をすること。

(4) 前各号のほか本施設の管理上支障を及ぼす行為をすること。

(その他)

第12条 本要綱に記載の無い事項については、出店者と村が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年5月29日から施行する。